

平成 25 年 6 月 7 日
九州電力株式会社

**玄海原子力発電所 3 号機 MOX 燃料使用差止訴訟第 10 回口頭弁論、
玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分第 9 回審尋及び
玄海原子力発電所運転差止訴訟第 5 回口頭弁論について**

当社は、本日、以下のとおり佐賀地方裁判所において、訴訟対応を行っております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解をいただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 玄海原子力発電所 3 号機 MOX 燃料使用差止訴訟：第 10 回口頭弁論

玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる MOX 燃料の使用差止を求めて、平成 22 年 8 月 9 日に提訴されたものであり、当社は、原告の請求の棄却を求めております。

今回、当社は、原告から提出された書面への回答、及び当社がこれまでに提出した書面への追加主張について、別紙のとおり書面を提出し、MOX 燃料の使用に関し、安全性を確保している旨の主張を行っております。

2 玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分：第 9 回審尋

玄海原子力発電所 2、3 号機の再稼働の差止を求めて、平成 23 年 7 月 7 日に仮処分申立がなされたものです。

当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立を却下するよう裁判所に求めております。

3 玄海原子力発電所運転差止訴訟：第 5 回口頭弁論

玄海原子力発電所 1～4 号機の運転の差止を求めて、平成 23 年 12 月 27 日及び平成 24 年 1 月 28 日に提訴されたものであり、当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。

以 上